

株式交換に係る事後開示書面

(会社法 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 1 月 5 日

三谷セキサン株式会社

2021 年 1 月 5 日

株式交換に係る事後開示事項

福井県福井市豊島一丁目 3 番 1 号
三谷セキサン株式会社
代表取締役社長 三谷 進治

福井県福井市中毘沙門町第 1 号 1 番地 1
セキサンピーシー株式会社
代表取締役社長 大森 保明

宮城県亶理郡亶理町字道田西 2 1 番地 1
東北セキサン株式会社
代表取締役社長 有賀 純平

三谷セキサン株式会社（以下、「三谷セキサン」といいます。）並びにセキサンピーシー株式会社（以下、「セキサンピーシー」といいます。）及び東北セキサン株式会社（以下、「東北セキサン」といいます。）の 2 社（以下、「対象 2 社」といいます。）は、2020 年 11 月 9 日付で三谷セキサンと対象 2 社との間でそれぞれ締結した株式交換契約（以下、本株式交換契約）に基づき、2021 年 1 月 4 日を効力発生日として、三谷セキサンを株式交換完全親会社、対象 2 社をそれぞれ株式交換完全子会社とする各株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2021 年 1 月 4 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

- (1) 会社法第 784 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った対象 2 社の株主はおりませんでした。

(2) 第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

セキサンピーシーは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2020 年 11 月 9 日付でセキサンピーシーの株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換親会社である三谷セキサンの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行ったセキサンピーシーの株主はおりませんでした。

東北セキサンは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2020 年 11 月 9 日付で東北セキサンの株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換親会社である三谷セキサンの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った東北セキサンの株主はおりませんでした。

(3) 第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(2) 第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(3) 第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により三谷セキサンに移転したセキサンピーシーの株式の数は、23,160 株です。
本株式交換により三谷セキサンに移転した東北セキサン株式の数は、300 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 三谷セキサンは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した三谷セキサンの株主はおりませんでした。

(2) セキサンピーシー及び東北セキサンは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、セキサンピーシーは 2020 年 11 月 26 日、東北セキサンは 2020 年 11 月 27 日開催の臨時株主総

会の決議によって、それぞれ本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) 三谷セキサンは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のセキサンピーシーの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するセキサンピーシーの株式 1 株に対して三谷セキサンの株式 3.5 株の割合をもって三谷セキサンの普通株式を割当交付しました。三谷セキサンが交付した株式の総数は 81,060 株です。

三谷セキサンは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の東北セキサン株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する東北セキサン株式 1 株に対して三谷セキサンの株式 40.5 株の割合をもって三谷セキサンの普通株式を割当交付しました。

三谷セキサンが交付した株式の総数は 12,150 株です。

- (4) 本株式交換により増加する三谷セキサンの資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

- | | |
|---------|------------------------------|
| ① 資本金 | 0 円 |
| ② 資本準備金 | 会社計算規則第 39 条に従い三谷セキサンが別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 0 円 |

以上